

Licit Architecture 〈道義的合法建築〉論

—タイ王国バンコク都クロントイ 70 ライ地区を事例とした 居住空間の現状および増改築による変容に関する研究—

修士 正会員 阿部 拓也（芝浦工業大学）

0. はじめに

本研究では、スラムを均質化した都市部に立地しながらも独自の居住文化を持つ居住地として捉える。スラム独自の居住文化は、高密度集住や居住権の有無などの問題に対し、住民自ら対処せざるを得ない結果として生み出された。そうした実践は違法なこともある。しかしそれらこそ、スラムを特徴付ける要因である。

スラムを対象とした研究では、居住者および居住環境の実態把握が目的だった。なぜならスラム改善政策の実現にはそれらの情報が必要不可欠だったからである。政策、研究共に、スラムを改善すべき対象として捉えていたことは変わらない。

一方、スラムを対象とし、本研究と同様の視点を持つ研究は少なからずある。それらの研究では路地への生活財のあふれ出しや伝統的な価値観および慣習法の現存、住宅の増改築などが指摘されている⁽¹⁾。

ここで注目すべきは、再開発を実施し、住宅の増改築を規制するルールを導入しても、行政の想定もしくはルールから逸脱する増改築はなくなる点である⁽²⁾。再開発を実施したスラムでは、インフラや敷地割、住宅建設に関するルールなどが整備された。しかしそこにおいても、住民はルールから逸脱した建築的实践を行う。つまり再開発を実施しても、住民の価値観は変化せず、行政の想定とは異なる居住空間が再構築される結果となる。

本研究で提示する問題は、再開発が実施されたスラムにおいても、時に非合法であり、非合理にさえ見える住民の実践がなくなるのはなぜかである。

この問いに対し、スラム住民は行政から与えられた空間やルールを解釈し、「Licit/Illicit」として再構築するという仮説を設定する。「Licit/Illicit」とは、人類学における概念であり、「道義的な合法性/違法性」を意味する⁽³⁾。この「Licit/Illicit」の範囲内であれば、行政的ルールや国家法から逸脱した実践も住民間で許容される。住民の実践は決して無秩序ではなく、あくまで住民間の許容できる範囲で行われるのだ。

本研究では「Licit/Illicit」を、「住民間で共有する

道義的な合法性/違法性」として定義する。そして「Licit Architecture（道義的合法建築）」を「『Licit/Illicit』の上に成立する地域固有の建築（群）」として定義する。これらの概念により、法的な合法性/違法性では見逃されてきた、スラムの居住空間に存在する秩序を抽出することが可能となると考えられる。

本研究の目的は、タイ王国バンコク都クロントイ 70 ライ地区を事例として、「Licit/Illicit」が存在すること、70 ライ地区の居住空間が「Licit Architecture」として成立していることを明らかにすることである。

本研究で扱う資料は2016年9月10日～24日、2017年9月7日～30日までの現地調査で収集した(図1)。調査内容は、住宅の実測調査(17軒)、居住者への質問調査(19人)、路地実測調査(ソイ12・ソイ13は49軒、バン・ガルンは30軒)、70ライ地区全体地図の作成(用途、敷地面積、構造、階数)である。

1. 70ライ地区の成立とその背景

クロントイスラムは、タイ最大のスラムである。チャオプラヤー河沿岸にあるクロントイ港での労働を求め、地方から人々が流入した。流入した人々は、港湾局所有の空き地を不法占拠し、クロントイスラムを形成した。住民に対し、港湾局は1957年以降立ち退きを多数実施した。しかし住民は組織を形成し、立ち退きに抵抗した。結果として、港湾局に対し再開発の実施および居住権を獲得した。

70ライ地区は、1985年のクロントイ再開発計画により開発された土地である。70ライ地区では、水・電気の供給や路地・水路・敷地割・建設ルールなどが整備された。70ライ地区の西側には、住民の中でも最貧困層が居住するバン・ガルン地区がある。

70ライ地区全体とバン・ガルンでは住宅の供給方式が異なる。70ライ地区全体では、居住人数に応じて、4種類の敷地が供給された(図2敷地面積)。敷地のみ供給され、住宅の建設は居住者が行った。住民は、住宅を建設する際に港湾局に申請書を出さなければならず、建設ルールを順守せざるを得なかった。建設ルールの内容として、①敷地前面から2mのセットバック

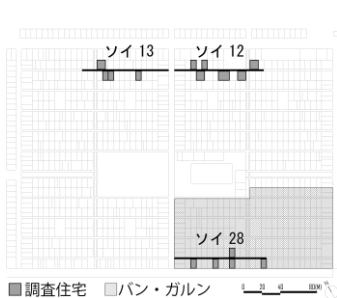


図1 調査対象地



図3 ソイ13の路地立面図および路地平面図

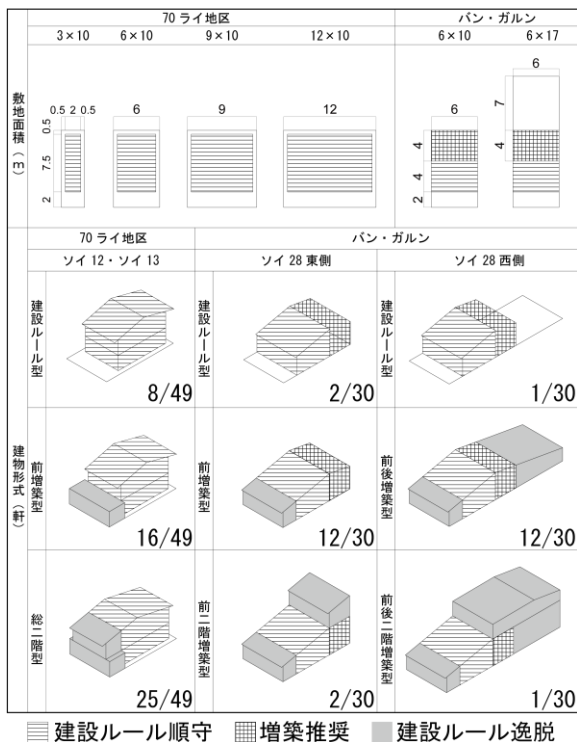


図2 70 ライ地区における敷地面積および建物形式

②敷地両端および後方に 0.5m パフファー・ゾーンを設けること③3階建て以上の禁止がある。

一方バン・ガルドンでは、敷地は2種類であり、敷地に住宅が建設された状態で供給された(図2敷地面積)。供給された住宅は、1階建ての長屋形式であり、24㎡の1室空間だった。バン・ガルドンの建設ルールとして、①路地際から2mのセットバック②増築可能な範囲は、住宅から後方4mの部分のみ③2階建て以上の禁止がある。本研究では、建設ルールを順守して建設された建物を、「建設ルール型」と定義する(図2建物形式)。

2. 70 ライ地区の居住空間の現状

70 ライ地区全体とバン・ガルドンでは、建物の形式が異なる。70 ライ地区全体では、敷地面積は4種類であり、2階建ての1階コンクリート造2階木造が一般的である。一方バン・ガルドンでは、敷地面積は2種類であり、1階建てのコンクリート造が一般的である。

路地では、70 ライ地区全体とバン・ガルドンからそれぞれソイ12・ソイ13(図3)、ソイ28を選定し分析

を行う。現状では「建設ルール型」はほとんどない。住民は建設ルールから逸脱する増築もしくは建て替えを行う(図2建物形式)。ソイ12・ソイ13では、敷地前面に増築を行う「前増築型」、路地際から2階建てがある「総2階型」が大半を占める。一方ソイ28では、「前増築型」、敷地前面および後方に増築を行う「前後増築型」が大半を占め、それぞれに2階を増築した「前2階増築型」、「前後2階増築型」がある。このように、建設ルールから逸脱する形式は、数種類にパターン分けできることがわかる。

ここで、ソイ12・ソイ13の「前増築型」(7軒)と「総2階型」(4軒)、ソイ28の「前後増築型」(3軒)と「前後2階増築型」(1軒)に着目し分析を行う。住宅内部の空間を示す言葉として、ナイ・バーン(家の中)がある(図4平面図)。70 ライ地区の住民は、ナイ・バーンを起点に、ナー・バーン(家の前)、ラーン・バーン(家の後)、ノーク・バーン(家の外)と住宅内外の空間を認識する。

住宅の空間構成は、立地や敷地面積ごとに異なる。ソイ12・ソイ13の敷地面積60㎡の住宅では、1階に敷地前面からナー・バーン→広間→ホーン・ナム(便所兼浴室)およびホーン・クルア(炊事場)の順に空間を配置する。敷地面積が90㎡になると、それらの空間に加え、ホーン・ノーン(寝室)を配置する。敷地面積に関わらず、2階にホーン・ノーンやラビアン(テラス)、ホーン・プラ(仏間)を配置することは共通している。一方ソイ28の住宅では、敷地前面からナー・バーン→広間→ホーン・ナムおよびホーン・クルア、ホーン・ノーン→ラーン・バーンの順に空間を配置する。

70 ライ地区の住宅の中で、建設ルールから逸脱している空間は2つに分類することができる。1つは、ナイ・バーンから独立した空間を配置する場合であり、ナー・バーンやラーン・バーン、ラビアンが当てはまる。もう1つは、ナイ・バーンを拡張する場合であり、広間やホーン・ノーンの拡張、2階の増築などが当てはまる。例えば、ソイ28の2階は、路地際からセットバックした位置に増築されている(図2建物形式)。

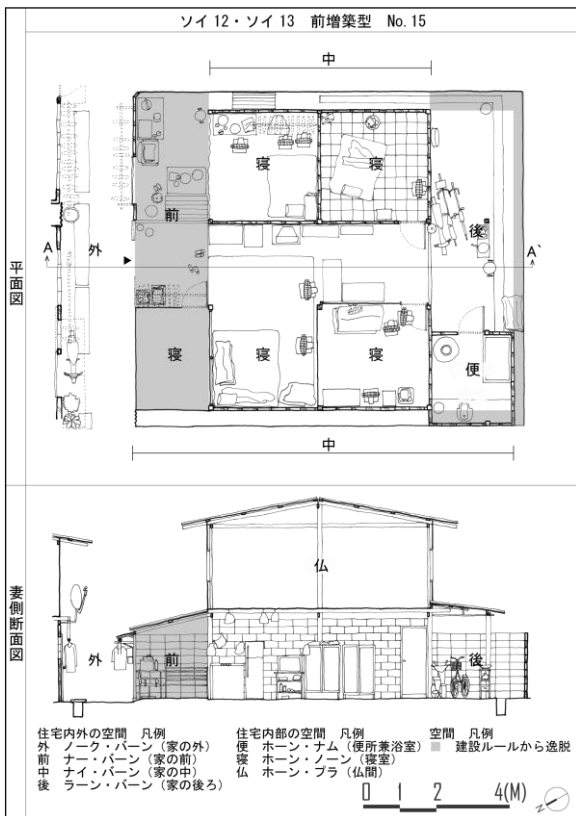


図4 各階平面図/妻側断面図

この位置に2階を増築すると、路地の底が視線を遮り、2階は地上から見えなくなる。確かに、バン・ガルの2階の増築は建設ルールから逸脱する実践である。しかし住民にとって、2階を路地際からセットバックした位置に増築することは許容されているのだ。

70ライ地区の住宅は、立地ごとに構造および材料が共通する(図4妻側断面図)。ソイ12・ソイ13の住宅は、軸組構造であり、1階柱および壁にはコンクリートを使用し、2階床組、2階柱梁、小屋組みには木を使用する混構造である。一方ソイ28のナイ・バーンは、コンクリートブロックの壁構造である。しかしナー・バーンやラーン・バーン、2階などの増築部は、木の軸組構造である。

70ライ地区の住宅は、建物形式だけでなく、空間構成や構造、材料に共通点がある。これは、住民間で共有された住宅モデルが存在することを示している。

3. 居住者の住まい方

70ライ地区の住民は複合家族(血縁の関係がある世帯に加え、親戚が同居する世帯)が多く、就寝場所の確保が問題となる(図5家族構成・住まい方)。居住人数に対し、ホーン・ノーン数が不足している場合、複数人で就寝することで対処する。

居住者は、1つの行為を1つの空間のみで行うことはほとんどない。例えば、炊事に必要なコンロや調理

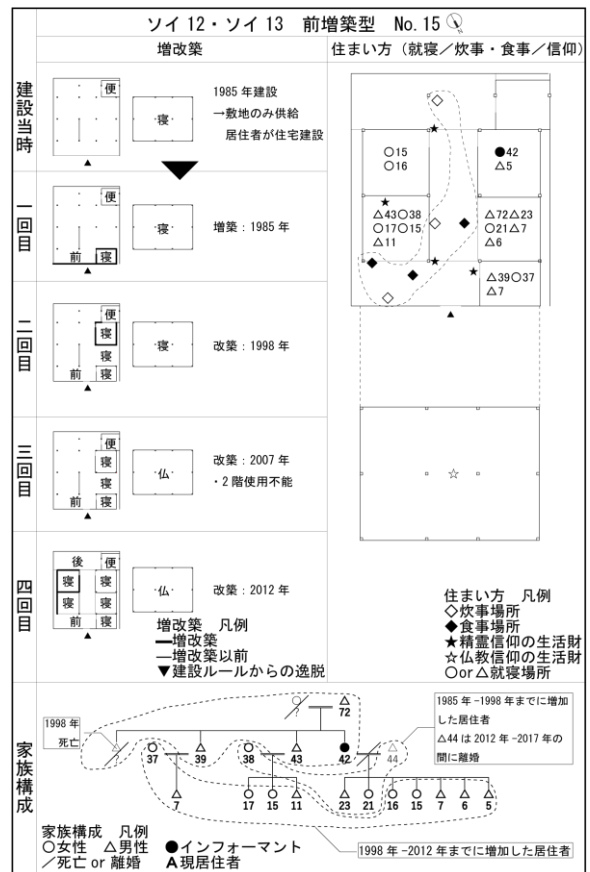


図5 居住者の住まい方/増改築による変容

台、シンクなどはナー・バーンやラーン・バーンにあり、冷蔵庫などは広間にあることが多い。このように居住者は1つの行為を、住宅内の至る場所で行う。結果として、それぞれの空間は、様々な用途で活用されることになる。

建設ルールから逸脱して建設された空間は、日常生活を維持する上で重要な役割を果たす。住民は、ナー・バーンやラーン・バーンで、炊事・食事、洗濯・乾燥、信仰など就寝以外の行為を行う。これらの空間が多様な行為を許容するからこそ、限られた居住面積に対応することが可能となる。

70ライ地区では、精霊信仰および仏教信仰を同時に信仰する。精霊信仰に関する生活財は、祠や札などがあり、ナイ・バーンの外側にある。一方仏教信仰に関する生活財は祭壇などがあり、ナイ・バーンにある。

70ライ地区の住民が信仰を行う理由は生活を豊かにするためである。祠の整備や、仏像に多額の費用をつぎ込むのも、精神的な安定を得るためである。70ライ地区の住民にとって、物理的な居住環境の改善に加え、信仰による精神的な安定も重要なのだ。しかし信仰の程度は、居住者によって様々であり、信仰も生活を豊かにするための1つの選択肢に過ぎないといえる。

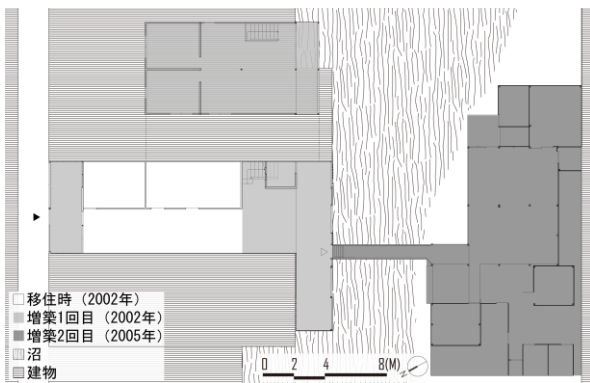


図6 増築による住宅の変容と土地の占領 (ソイ 28 No. 10)

4. 増改築による居住空間の変容

ソイ 12・ソイ 13 およびソイ 28 では、増築を最初に行う (図 5 増改築)。増築は住宅建設後もしくは移住後 1 年以内に行うことが多く、増築を複数回に分けて行うことは少ない。最初の増築の段階で既に建設ルールを逸脱し、現状の建物形式へと移行する。つまり最初から住民間で増築がどこまで許容されるかが共有されていたことを示している。

70 ライ地区の住民間では、建蔽率 100% までの増築は許容されている。なぜなら、住宅の存在自体が土地の範囲を保証する指標となるからだ。住民にとって、土地の権利を持つか否かは日常生活において重要ではなく、その場所に住宅が存在するか、その住宅の所有者は誰かが重要視されている。もし建蔽率 100% まで増築を行わなければ、No.10 のように住宅の範囲を拡大されてしまう可能性がある (図 6)。

一方、自身の所有する土地の範囲から逸脱する増築を行っているのは、調査住宅 17 軒中 2 軒のみである。つまり図 6 の No.10 のように、他者の土地を侵略することは、住民間で許容されていないことがわかる。

ソイ 12・ソイ 13 では増築後、改築に移行する。改築は、これ以上の増築が許容されないとき、居住者の変容に対応するために行う。改築の背景には、居住者の自然増や社会増、生業の変化などがある。

増改築は、現居住地に留まり続けるための実践である。増改築により、居住地を移動せずとも、居住者側の変化に対応することができる。実際に、居住者の居住歴は平均で 29.9 年であり、70 ライ地区流入以降居住地を移住したのは調査した 14 軒中 4 軒のみである。このように、現居住地に留まり続けるために、建設ルールから逸脱した増改築が必要不可欠だったのである。

5. おわりに

70 ライ地区における「Licit/Illicit」とは何か (図 7)。70 ライ地区では、行政により再開発が実施され、敷地割や土地の所有権、建設ルールなどが整備された。

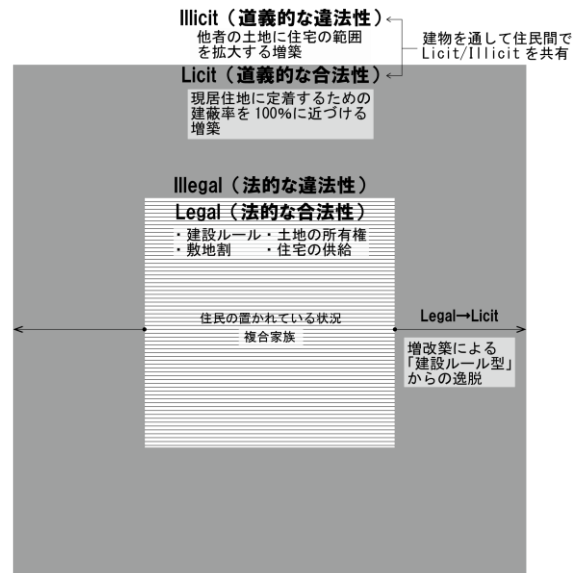


図 7 70 ライ地区における「Licit/Illicit」の概念図

そして住民は建設ルールに従い、住宅を建設した。しかし住民は、建設ルールから逸脱する増築を行う。この増築は、「Licit」の範囲内で行う。70 ライ地区における「Licit」とは、建蔽率を 100% まで近づける増築である。一方、建蔽率 100% 以上の増築は、住民間で許容されていない。つまり 70 ライ地区における「Illicit」とは、他者の所有する土地の範囲に住宅を拡大することである。このように、一見無秩序に見える 70 ライ地区の居住空間も、「Licit/Illicit」という秩序の上に成立しているのだ。

「Licit/Illicit」は、建物を通して共有されている。70 ライ地区の「Licit/Illicit」は言語化されているわけでない。70 ライ地区の住民はその場にある建物を通して「Licit/Illicit」を共有する。建物自体が「Licit/Illicit」を示す指標となっている。つまり 70 ライ地区の居住空間は、「Licit/Illicit」の上に成立する「Licit Architecture」なのだ。

「Licit/Illicit」は、行政から与えられた法制度を、住民の価値観の基に再構築することで生み出されたものである。これは普遍的に整備された法制度とは異なる、地域に根差した新たな法制度の可能性を示している。この視点は、スラム改善政策だけではなく、現代都市においても重要な示唆を与えると考えられる。

参考文献

- 1) 布野修司『カンボンの世界—ジャワの庶民住居誌』PARCO 出版局、1991 年
- 2) 田中麻里『タイの住まい』円津喜屋、2006 年
- 3) W.Schendel, I.Abraham『Illicit Flows and Criminal Things: States, Borders, and the Other Side of Globalization』Indiana University Press, 2005